・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【第Ⅱ期工事】において、平成23年度以降に基本設計及び実施設計業務又は工事業務が完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【改修工事】において、平成23年度以降に基本設計及び実施設計業務又は工事業務が完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【解体工事】において、実績は問わない。
・ただし、全設計期間の過半以上従事した業務実績のみ認める。また、管理技術者（設計）、本体工事の現場代理人との兼任を可とする。

② 本体工事において、常駐する現場代理人を１名配置するものとする。工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加条件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。また、以下の実績に関しては全工事期間の過半以上従事した工事実績のみ認める。

一　各工期において以下の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【第Ⅰ期工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積7,000㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【第Ⅱ期工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【改修工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【解体工事】において、実績は問わない。

③ 本体工事における監理技術者は、当該工事に専任で配置するものとする。監理技術者については、以下の要件を満たしていること。

一　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者（工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が３か月以上経過しているものに限る。）を配置できること。

二　各工期において以下の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【第Ⅰ期工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積7,000㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【第Ⅱ期工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【改修工事】において、平成23年度以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積3,500㎡以上の病院の新築又は増築工事の実績を有していること。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター外来治療管理棟等建替整備（仮称）工事【解体工事】において、実績は問わない。
・独立行政法人国立病院機構村山医療センター新外来治療管理棟（仮称）建替整備工事【解体工事】において、実績は問わない。
・ただし、実績に関しては全工事期間の過半以上従事した工事実績のみ認める。

三　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 現場代理人、監理技術者はこれを兼ねることができる。

⑼ 共同体又は単体有資格者における設計・工事監理・施工の各業務の実施体制については、資料２「配置技術者の模式図」を参考とすること。

⑽ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注の建設コンサルタント業務、建築工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾ 契約締結に至るまでの間、共同体を構成する法人の変更は原則認めない。

⑿ 対象となる共同体については、資料３「共同体及び企業に関する用語の定義と共同体の構成について」を参照すること。

4　総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、⑵ 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

② 入札価格が契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

③ 上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵ 総合評価の方法

① 評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
・評価値＝価格評価点＋技術評価点

② 価格評価点の算出方法　価格評価点の最高点数は20点とする。価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・価格評価点＝20点×（１－入札価格／価格評価基準額）

③ 技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。
・工程管理
・コスト低減提案　等
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
・技術評価の得点合計＝各項目の評価点の合計

④ 詳細は別紙「総合評価落札方式」についてによる。

5　入札手続等

⑴ 担当部署　〒208―0011 東京都武蔵村山市学園２―37―１　独立行政法人国立病院機構村山医療センター　企画課長　須田　英樹　電話042―561―1221

⑵ 入札説明書の交付期間及び場所
・交付期間　令和８年４月30日（木）から令和８年６月15日（月）（土日祝日を除く８時30分から17時00分まで。）まで。
・交付場所　⑴担当部署に同じ。

⑶ 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法
・提出期間　令和８年４月30日（木）～令和８年６月15日（月）（土日祝日を除く８時30分から17時00分まで。）まで。
・提出場所　⑴担当部署に提出すること。
・提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着すること。）